

## 似島活性化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、似島の活性化に資する事業の実施に係る団体への補助金の交付に関し、広島市補助金交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、似島の活性化や交流人口の拡大を目的とした事業に要する経費の一部を補助することにより、似島の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の全ての条件を満たす事業とする。

- (1) 似島の活性化や交流人口を増やすため島外から人を呼び込む事業
- (2) 似島島内で行われる事業（島外で行う方が活性化等に効果があると認められる事業を除く。）
- (3) 年4回以上行う催し
- (4) ホームページやSNS等を通じて広く周知を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や事業者、政党、宗教を利用する事業
- (3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 島民の理解及び協力が得られる見込みのない事業
- (6) 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から、補助金等を受けて実施する事業
- (7) その他、市長が適当でないと認める事業

### (補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体は、3人以上で構成される団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が団体の構成員に含まれている場合は、補助対象団体としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費（事務所経費、総会・役員会の開催に要する経費等の団体の基礎的活動に要する経費、人件費及び飲食費を除く。）のうち、市長が必要と認める額を対象とする。

（補助内容）

第6条 補助金の補助率及び補助限度額は次表のとおりとする

補助率	補助限度額
補助対象経費 の2分の1以内	1団体180万円 (千円未満切り捨て)

（補助対象事業の募集）

第7条 市長は、補助対象事業を、毎年度期間を定めて募集するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体の概要書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 その他補助対象事業の募集に関することは、別に定める。

（補助対象事業の審査等）

第8条 応募があった補助対象事業については、地域活性推進課に審査会を設置し、審査を行うものとする。

2 補助対象事業の審査及び審査会に関することは、地域活性化調整部長が定める。

3 地域活性化調整部長は、前2項の規定に基づく審査の結果を企画総務局長に提出するものとする。

4 企画総務局長は、前項の規定により提出された審査の結果を確認し、必要な調整を行うものとする。

（補助事業の決定）

第9条 市長は、前条に定める審査結果等に基づき、補助事業の採択又は不採択を決定し、採択を決定した事業については補助事業採択通知書（様式第6号）により、不採択を決定した事業については補助事業不採択通知書（様式第7号）により、それぞれ申請団体に通知するものとする。

（補助金の交付決定等）

第10条 前条の補助事業採択通知書の交付を受けた申請団体は、補助金の交付を受けるに当たって、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第8号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第9号）又は、補助金不交付決定通知書（様式第10号）により申請団体等にその旨を通知するものとする。

3 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産等、機械・器具で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものを、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、似島活性化支援事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第11号）により、速やかに市長に報告すること。なお、報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (8) その他広島市補助金等交付規則を順守すること。

4 補助金は、原則概算払いにより交付する。

#### （交付決定の取消し）

第11条 市長は、前条の補助金交付決定通知書の交付を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）が次のいずれかに該当する場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助決定団体が補助対象団体でなくなったとき。
- (3) 前条第3項第1号の条件に違反したとき。
- (4) その他、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、交付決定の取消しを決定した対象団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しの決定を行った場合において、すでに補助金を交付しているときは、返還金の額を確定し、返還命令書により、交付決定の取消しを決定した対象団体に対し、期限を定めて返還金の返還を命じるものとする。

4 前項の命令を受けた対象団体は、当該返還金を定められた期限までに支払わなければならない。

5 第1項の取消しの決定を行った場合に生じた損害について、市長は賠償の責めを負わない。

#### （計画変更の承認等）

第12条 補助決定団体が、第10条第3項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更申請書（様式第13号）
- (2) 変更事業計画書（様式第14号）
- (3) 変更収支予算書（様式第15号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の提出)

第13条 補助決定団体は、補助事業が終了した後、その完了の日から10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第16号）
- (2) 事業実施報告書（様式第17号）
- (3) 収支決算書（様式第18号）
- (4) 領収書その他収支の事実を証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助決定団体は、補助金の精算に当たり過金が生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該書類の審査等を行い、当該補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第19号）により、当該補助決定団体に通知するものとする。

(届出の義務)

第15条 補助決定団体は、その事務所の移転、名称若しくは代表者を変更し、又は解散等の重大な事故が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。（様式第20号）

(委任規定)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。